

アライグマ

目科名：食肉目アライグマ科
学名：Procyon lotor
原産地域：北アメリカ～中央アメリカ

【どんな被害を引き起こすのか】

生態系：在来動物の駆逐

- ・タヌキやキツネ等の生態が似た動物との競合、駆逐
- ・小鳥類、サンショウウオやカメ等の在来小動物を食べる

産 業：農作物への被害

- ・全国での年間被害額は3億円以上

生 活：家屋への侵入

- ・屋根裏侵入による糞尿被害、爪痕等による建物の破損

健 康：感染症の媒介

- ・アライグマ回虫症や狂犬病等の人への感染のおそれ*1

尾に5～7本のしま



【生息場所・行動・食べ物】

- ・人間の生活場所を含む幅広い環境に生息
- ・木登りが上手く、柱や木等をつたい、隙間があればどこからでも家屋に侵入
- ・冬期は活動が低下
- ・単独で暮らし、なわばりは持たないため、高密度で生息可能
- ・なんでも食べる雑食性で、特に水辺の小動物を好む
- ・動物質では、小型哺乳類、鳥の雛や卵、爬虫類や両生類等
- ・植物質では、果実や木の実、トウモロコシ等の穀類等甘いもの

- ・目のまわりに黒いマスク模様
- ・耳はとがって白いふちどり
- ・ヒゲは白い
- ・前足、後足とも5本の長い指



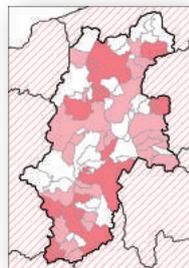
**

眉間に黒い縦すじ

【どこまで広がっているか】

長野県では

- ・1985～2000年に駒ヶ根市や長野市等で単発的な確認
- ・2001年以降、軽井沢町で定着
- ・2010年以降、県南部で生息や農作物被害を確認
- ・現在は、40市町村で生息を確認



2019年現在
■ 定着
■ 単発的な確認
■ 一部地域に定着

全国では

- ・当初は、ペットとして輸入
- ・1970年代以降、飼育個体が逃げたり、逃がされたりして野外へ
- ・現在は、ほぼ全国（沖縄を除く）に定着

- ・頭から尻までの長さ（頭胴長）は約50～60cm（中型犬くらい）
- ・尾長は20～40cm
- ・体重は4～10kg（メスよりもオスが少し大きい）

【間違わないで！】

タヌキ
(在来種)

体色は茶色・足が黒色
尻尾に縞模様無し

頭胴長：50～60cm
尾長：13～19cm
体重：4～8kg

アナグマ
(在来種)

ずんぐりとした体形・尻尾は短い
鼻筋が白く鼻が大きい・強大な爪

頭胴長：52～68cm
尾長：12～18cm
体重：5～13kg

ハクビシン
(外来種)

体色は灰色・足と尻尾が黒色
額から鼻にかけて白い筋

頭胴長：48～60cm
尾長：35～49cm
体重：2～5kg

【生活史】



【防除方法】

通報 早期発見が最も重要！

- アライグマを目撃したり、足跡や食べ痕を確認したら、市町村または県地域振興局環境課に連絡する

農業被害の予防 拡大を防ぐ

- 餌になるものを放置しない
 - ・ 生ごみは決められた時間に出す
 - ・ ペットの餌の食べ残しを放置しない
 - ・ 墓の供え物等は持ち帰る
 - ・ 出荷規格から外れた農作物を野外に放置しない
 - ・ 庭の池等のコイや金魚等を食べられないよう、池を金網等で覆う
- 畑等を電気柵等で囲い、農作物を食べられないようにする
 - ・ 防ぎたい獣種によって適した電気柵が異なるため、アライグマに適した柵の選択が必須
 - ・ 柵を設置している間は、必ず常時通電させておく



漏電の少ない複合電気柵「菜落くん」
(埼玉県農業技術研究センターが研究・開発)



トウモロコシの食痕

家屋への侵入抑止 拡大を防ぐ

- 家等への侵入口を塞ぐ
 - ・ 10cm 四方の隙間でも侵入が可能
- 家に立て掛けたはしごや、屋根にかかる庭木等を除去する
 - ・ それらをつたって侵入することもある

痕跡や姿の確認 拡大を防ぐ

- すみ家となりそうな場所の有無を確認し、なくす
 - ・ 侵入されやすい建物（廃屋や空家、神社等）の見回りや管理が重要
- 足跡や食べ痕の有無を確認する
- 自動撮影カメラで撮影する



アライグマ専用箱わな

個体の捕獲 根絶を目指す

- ◎ 捕獲許可が必要になります（お住まいの市町村または県地域振興局環境課に必ず相談を！）
- わなで捕獲する
 - ・ 選択的に捕獲するには、アライグマ専用箱わな、あるいは巣箱型わなが有効
 - ・ 餌にはキャラメル味のスナック菓子や揚げパンが効果的（ただし、巣箱型わなは餌が不要！）
 - ・ 撒き餌はドッグフードを用いると良い
 - ・ まわりの農産物を餌として流用しない（農産物の味を覚えさせてしまうため）
 - ・ 捕獲個体の処分方法については、事前に市町村等に相談しておく
 - ・ 捕獲結果を記録する（民の設置日、回収日、設置場所、捕獲結果等）



巣箱型わな

【定着・感染症診断にご協力ください！】

- ・ 県では、目撃情報、捕獲個体を収集しています
- ・ 情報が多く集まることで、地域での定着度や感染症リスクが分かります

※ 捕獲個体の送付は県環境保全研究所まで



解剖分析作業



年齢査定用の歯の切片作成風景



钩頭虫
(アライグマから検出された寄生虫)

アメリカミンク

目科名：食肉目イタチ科
学名：Neovison vison
原産地域：北アメリカ

【どんな被害を引き起こすのか】

生態系：在来動物の駆逐

- ・北海道ではタンチョウのひな、長野県では水鳥が食べられている
- ・在来の小型哺乳類や両生類を餌として食べる
- ・食べ物、すみか等の奪い合いによる在来のニホンイタチやテンの減少
- ・寄生虫の持ち込みの可能性
- ・在来イタチ類へのアリューシャン病感染のおそれ

産 業：養鶏業や漁業への被害

- ・養鶏、養魚場での食害
- ・放流魚の食害

胴長短足で流線型の体形



- ・頭から尻までの長さ（頭胴長）はオス40cm前後、メス35cm前後
- ・尾長はオス25cm前後、メス20cm前後
- ・体重はオス1.5～2.0kg、メス0.7～1.0kg

毛色は黒褐色、
黒色、灰色と様々



【間違わないで！】

イタチ科の動物はオスとメスで体の大きさが違うので注意！

【生息場所・行動・食べ物】

- ・河川、湖沼等の水辺に生息
- ・水辺の木の根元や岩の下等に複数の巣を持つ
- ・冬でも水に入り、活発に活動
- ・夜行性だが、日中も活動
- ・小型哺乳類、鳥類、甲殻類、魚類等を捕食する肉食性
- ・獲った餌を貯食する習性あり
- ・1頭ずつなわばりを持つ
- ・雌雄間のなわばりは重複することが多い（同性間は重複しない）



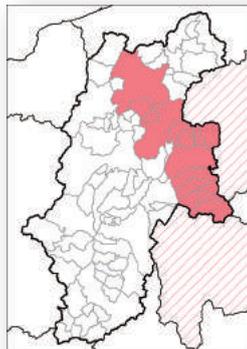
夏毛は暗い黄褐色で頭部が黒色
冬毛は明るい黄褐色で頭部が白色

頭胴長：オス45cm前後、メス40cm前後
尾長：オス30cm前後、メス20cm前後
体 重：オス1.5～2.0kg、メス1.0kg前後

【どこまで広がっているか】

長野県では

- ・1980年代に、千曲川上流部で飼育個体が野外に逸出
- ・千曲川沿いに分布を拡げ、佐久地域に定着
- ・上田、長野でも生息情報あり
- ・佐久地域では捕獲対策中



2019年現在
■ 定着
▨ 一部地域に定着

全国では

- ・1928年頃、毛皮採取の目的で、北海道へ持ち込み
- ・1960年代以降、野生化
- ・現在、北海道、宮城、群馬、福島、新潟等で生息確認



口元が白く、全身が茶褐色
腹面は淡褐色

頭胴長：オス35cm前後、メス25cm前後
尾長：オス17cm前後、メス10cm前後
体 重：オス0.7kg前後、メス0.2kg前後

3種の中で一番小さい

遠目では黒褐色のアメリカミンクとの区別が難しい

※アメリカミンクは定着先での生態が分かっていないため、長野県では時期がずれる可能性あり

【生活史】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
交尾			出産			子育て					
			<ul style="list-style-type: none"> 平均4頭(2~8頭)の仔を産む 			<ul style="list-style-type: none"> 仔は生後2ヶ月すぎまでは母親と暮らし、秋までにはおとなと同じくらいの大きさに成長 					

【防除方法】

通報 早期発見が最も重要！

- アメリカミンクを目撃したり、痕跡を確認したら市町村または県地域振興局環境課に連絡する

侵入抑止 拡大を防ぐ

- 養魚場や池等を細かい網目のネットや電気柵で囲う

個体の捕獲 根絶を目指す

◎ 捕獲許可が必要になります (お住まいの市町村または県地域振興局環境課に必ず相談を！)

- 計画を立てる
 - ・ 守りたいもの、駆除したい範囲、現状の推定生息数等を把握し、防除の計画を立てる
- 箱わなを使用
 - ・ わなは、目撃や被害のあった場所に設置し、設置後は1日1回見回る
 - ・ 餌は、生魚、シシャモ、魚肉ソーセージ等
 - ・ 捕獲結果を記録する(わなの設置日、回収日、設置場所、捕獲結果等)
 - ・ 捕獲個体の処分方法については、事前に市町村等に確認しておく

情報収集 拡大を防ぐ

- 生息状況や生態の情報を収集、蓄積する
 - ・ アメリカミンクは、生息状況や新たに定着した場所での生態が不明な部分が多い
 - ・ 水に入る黒っぽいイタチのような動物はアメリカミンクの可能性が高い
 - ・ 目撃や痕跡を確認したら、自動撮影カメラで撮影する
- ※県では、目撃情報、捕獲個体を収集し、対策を講じるための現状把握を行っています



箱わな



捕獲時の様子

佐久漁協と南佐久南部漁協が防除実施計画を策定して防除に取り組んでいます

アメリカミンク等、既に野生化している特定外来生物については地方自治体や民間団体等が「防除実施計画」を策定・申請して、国の確認(認定)を受けると、捕獲や処分等の「防除」がスムーズに実施できます。

「確認(認定)」を受けるとどんなメリットがあるの？



A

防除実施計画に定めた知識や技術を有する者であれば、捕獲に必要な狩猟免許がなくても、捕獲が可能になります。また、生きたままの運搬等を伴う防除が可能となり、捕獲頭数にも制限がありません。

<手続きの方法>

- ① アメリカミンクの防除を行う区域、期間、防除の進め方等を記載した「アメリカミンク防除実施計画」を作成する
 - ② 策定した実施計画をもとに主務大臣(農林水産大臣、環境大臣)に申請を行う
 - ③ 計画の内容が要件を満たせば、確認(もしくは認定)を受けられること
- ※具体的な手続きについては、信越自然環境事務所へお問い合わせください

【防除実施事例】

捕獲個体解剖分析(県実施の事業)

- 調査内容
 - ・ 解剖調査による個体分析
 - ・ 寄生虫検査
 - ・ 痕跡調査や自動撮影カメラ調査、糞DNA調査を実施
- 調査結果
 - ・ 平成30年度の寄生虫類の調査では、人を含めた哺乳類及び鳥類に感染した場合に重篤な神経症状を引き起こす寄生虫は発見されなかった
 - ・ 分布最前線と考えられる長野市周辺における平成30年度の痕跡調査や自動撮影カメラ調査、糞DNA調査では、生息情報は得られなかった

今回の調査で生息情報が得られなかったのは、

- ・ 侵入初期は低密度で情報が得られにくい
- ・ 川幅がひろがり、広になると生息場所の特定が難しくなる

等の要因が考えられるが…

生息密度が低い時こそ対策に取り組んでいくことが大切！
被害が大きくなってきた時には、生息密度は既に高く、対策の労力は、2倍3倍にふくれあがる！